

高齢者虐待防止指針

保健・医療・福祉関係者の責務

- 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める。

対応

- 虐待を受けたと「思われる」高齢者を養介護施設従事者等が発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる。

守秘義務との関係

- 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない
※「虚偽」(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)や、「過失」(一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない)を除く。
(高齢者虐待防止法第21条第6項)

高齢者虐待の定義

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - ①身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ②介護・世話の放棄・放任
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ③心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ④性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ⑤経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体拘束禁止規定と高齢者虐待

- 介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護する為に「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則 禁止身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する。

高齢者虐待・不適切なケアへの対応

○速やかな初期対応を行う

- ・利用者の安全確保
- ・事実確認
- ・組織的な情報共有と対策の検討
- ・本人・家族への説明や謝罪、関係機関への報告
- ・原因分析と再発防止の取り組み

※正確な事実確認をし、情報を隠さない

高齢者虐待・不適切なケアを防ぐ取り組み

○背景要因を解消する

（背景要因は相互に強く関連するため、多角的に取り組む）

○不適切なケアを減らす

（虐待の芽を摘む）

○利用者の権利利益をまもる適切なケアを提供する。

○定期的な委員会の開催・発生時、臨時の委員会開催

○職員の倫理観・コンプライアンスを高めるため、施設内研修の開催 や外部研修への参加

- 当社全体で上記の取り組みを通じ、高齢者虐待の防止が達成されるよう、組織的な対策をとり、ケアの質の向上を目指す。